

令和6年10月11日

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

令和6年（ワ）第49号損害賠償請求事件の 判決確定について

令和6年（ワ）第49号損害賠償請求事件（令和6年7月10日提訴：佐賀地方裁判所武雄支部）について、令和6年9月20日の佐賀地方裁判所武雄支部での判決言渡し後、控訴期間が経過し、判決が確定しましたので、お知らせいたします。

記

○第1審判決の主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部財政課 TEL 0954-23-9320
武雄市総務部総務課 TEL 0954-23-9315